

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和5年11月15日（水）16：30～17：30

場 所：日本薬剤師会 小会議室4

出 席 者：山本会長、安部副会長、田尻副会長、長津常務理事

内容・提出資料：

1. 令和6年度診療報酬改定に向けての三師会による要望について

山本会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

11月10日に三師会記者会見を行い、令和6年度診療報酬改定に係る適切な財源確保を求める要望書を取りまとめた。そして本日、松本吉郎日本医師会会長、高橋英登日本歯科医師会会長と共に総理官邸を訪れ、岸田文雄内閣総理大臣に、昨日14日には厚生労働省を訪れ、武見敬三厚生労働大臣に要望書を提出させていただいた。

岸田総理大臣、武見厚労大臣には、非常に多くの薬局が物価高騰・賃上げに対応できておらず、特に薬局の賃金の引上率については、本会が実施した調査によると薬剤師は約1.4%、薬剤師以外の従業員を含む薬局全体では約1.9%となり、実額で見てもいずれも5,000円程度にとどまっており、全産業の平均賃上げ率3.58%に比べて率・額ともに及ばない厳しい状況であることなどをお伝えし、財源の確保をお願いしてまいったところである。岸田総理からは、医療関係者に大変ご尽力いただいていることは十分理解している、総合経済対策でのサポートを含めて全体として考えていきたいとお言葉をいただいた。

2. 「ポストコロナ医療体制充実宣言」の公表について（令和5年11月14日 日薬業発278号）

山本会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

11月6日に厚労省において、武見厚生労働大臣および医療関係団体によるポストコロナ医療体制充実についての意見交換会が開催され、「ポストコロナ医療体制充実宣言」が取りまとめられた。新型コロナウイルス感染症に係るこれまでの対応から、医療提供体制における新興感染症への平時からの備えの必要性や、平時から感染症有事を通じて切れ目なくより質の高い医療を提供する観点から、医療におけるデジタル・トランスフォーメーション（医療DX）の必要性が明らかになったことを踏まえ、次の感染症拡大への備えを厚生労働省と医療界がともに先手で実施するため、「新興感染症対応」および「医療DXの推進」についての取り組みを集中的に進めることを共同で宣言するものである。今後、本会としても、同宣言に基づいて、医療の一翼を担う立場として医療界を挙げてポストコロナの医療体制の充実に向けて取り組んでいく所存であり、医薬品の提供施設として新興感染症対応に協力する。必要な医薬品が必要なところに届けられるよう努力していく考えである。

3. GLP-1 受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼（その2）及び GLP-1 受容体作動薬の在庫逼迫に伴う適正使用の周知依頼について（令和5年11月10日 日薬業発第274号）

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今年8月、2型糖尿病に適用を有する GLP-1 受容体作動薬の需要増加に伴い一部の製剤において限定出荷が生じていることから、これを真に必要とする2型糖尿病患者への供給が滞ることのないよう、買い込み等を厳に控えること等の厚労省の通知を受けて、都道府県薬剤師会に通知していた。今般の厚労省からの連絡内容は、一部の医療機関において2型糖尿病以外（主に美容・痩身目的）で使用されている実態があることから、医療機関等に対してあらためて適正使用等への協力を求めるとともに、医薬品卸売販売業者に対し、薬事承認範囲外の治療目的による使用であることが明らかな場合には納入をしない等の対応を依頼するものであり、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。また、これに関連して、厚労省保険局医療課より適応外使用に係る査定に関しても事務連絡で示されたところである。

4. 新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文等の公表について（周知依頼）/事務連絡（令和5年11月14日 日薬情発第110号）

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

妊婦に対して禁忌である新型コロナウイルス感染症の治療薬について、今般、日本感染症学会、日本化学療法学会、日本産婦人科学会、日本医師会および本会の5団体で「妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文」を公表した。これは、患者が服用した後に妊娠が発覚する事例が多く報告されていることによるもの。ほとんどの事例で処方前、調剤前に聞き取りやチェックリストを用いた確認が行われて問題ないと判断されているものの、後から妊娠が発覚するケースがあるためである。患者自身も妊娠に対する十分な知識が無い場合があり、また、一部事例でチェックリストの活用等が十分でなかった事例も報告されているため、改めて、妊娠している可能性（前回月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性があること等）について、十分な確認と丁寧な説明を行うよう、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。合同声明文については本会のHPでも公開している。

5. 薬局等への支援に関する「重点支援地方交付金」の活用について（令和5年11月15日 日薬発第203号）

安部副会長より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

薬局における光熱費等の物価高騰に対する財政支援について、国を含む関係各方面の方々にお願いしてきたところであるが、11月2日、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点

支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれた。これを踏まえ、厚労省医薬局総務課より各都道府県等衛生主管部局宛、薬局等の負担の軽減に向けて、重点支援地方交付金の積極的な活用を検討するよう事務連絡が発出された。本会にも情報提供と周知依頼があったため、都道府県の担当部局と連携し、交付金を活用した薬局への支援が取り込まれるよう、都道府県薬剤師会に対応を依頼したところである。東京都では、前回の重点支援により東京都薬局物価高騰緊急対策支援金として1万円が交付されている。

6. 緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業（厚生労働省医薬局審査管理課委託事業）について

長津常務理事より掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

緊急避妊薬事業（調査研究）については、正確な情報をもって正しくご理解いただきたいと考えている。現在、お知らせできる範囲で情報提供する機会として、この場を設けさせていただいた。なお、一部で11月20日から事業開始等の報道があったが、これは内部の準備スケジュールが報じられたものである。開始日は厚労省と最終調整の段階にあるが、11月28日（火）で調整している。

研究事業における実施内容については調整中の部分もあり、現時点で決定しているわけではない。事業実施者としての準備段階での考え方であることをご理解いただきたい。本事業は「調査研究」として実施するもので、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を順守することが求められる。したがって、販売対象者は「研究対象者」となる。事業実施内容は倫理指針に則り研究計画を立て、倫理審査委員会の承認を受けた上で実施する。販売に際しての本人同意、未成年者の親権者同意などは、倫理指針に則り研究の一環として行うものである。事業内容に関する一部報道により、本事業での販売対象が制限されていることや、同意取得について様々な意見があることは承知しているが、研究として実施することが大前提であることを踏まえご理解いただきたい。「一部薬局での販売解禁」ではなく「今後販売できる仕組みを検討するためのデータを収集する調査研究」として国民にご理解いただけるよう、誤解の無いよう、記者の皆様にも報道の仕方についてはご協力をお願いしたい。

事業規模については、全都道府県で実施し、各都道府県1モデル（2～3薬局）で50モデルの販売体制が取れるようにしている。東京、神奈川、大阪については人口数に鑑み、2モデルで実施する。全国で145薬局、336名の薬剤師が参加する予定。購入希望者は事前に薬局に電話連絡をいただき、在庫の有無や、プライバシーの確保等を含めて販売可能な時間を予め調整してから来局いただくようにする。在庫が切れてしまい入荷待ちの状態などでその薬局で対応できない場合は、事業に参加する他の薬局と連携して対応する。

薬局のリストの公表時期については、厚労省と調整中である。先ほどより申し上げている通り、調査研究としての販売であり、同意取得や研究計画外の販売とならないようにしなけ

ればならない。購入者にはそのことを理解した上で購入いただく必要がある。薬局リストだけが公開されて、単にそこに行けば買えると誤解されては国民にとって不利益となるため、調査研究であることのご案内とともに公表することを考えている。しかしながら、対象の薬局までの距離等によりアクセスしにくいケースもあると考えられる。その場合は従来通り、産婦人科の通常診療による服用や、オンライン診療により緊急避妊薬の処方箋発行を受け服用する方法が継続して行われているため、それらを選択いただくことになる。したがって、すべての国民がこれまでと変わらず緊急避妊薬へのアクセスができる状況にある中で、一部の薬局で試験的に販売し、今後その先に処方箋なしで緊急避妊薬を薬局で販売できる仕組みを検討するためのデータを集める研究事業として、真摯に取り組んでまいり所存である。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業〉

記者：長津常務理事からご説明いただいた内容が、17日の夕刻以降に公表される内容か。

長津常務理事：17日に公表されるのは、厚労省が自治体に向けて公表する内容であり、事業の細かい内容までは公表されない。

記者：手順等について、研究らしさが見えてこないが。

長津常務理事：研究班の作業を見ていると、相当に繊細、綿密に購入希望者や対応する薬剤師のデータを集めることになっている。データ解析にも相応の労力がかかる。検討に資するデータが集まるのではないかと思われる。

記者：336名の薬剤師はどういった方たちか。ご本人も所属する薬局も自分たちが調査研究に携わるということはすでにご存じか。人数が変わるということはあるか。

長津常務理事：研修を受けた薬剤師の方々と、その方が所属する薬局であり、ご自分たちが携わることは当然ご存じである。人数が大きくずれることはない。

記者：各都道府県1モデル（2～3薬局）で50モデルというのはどういった組み方か。

長津常務理事：一定の地域の中で3薬局が連携することを1モデルとし、3薬局が連携することにより、いずれかの薬局で購入希望に対応するということを想定した。

記者：周知については、薬局が自らホームページ等で周知することは可能か。日薬が特設サイトのようなものを開設するのか。サイトの公開は17日の夕刻か。

長津常務理事：自局による周知は検討中だが、その薬局が事業に参加していることは、見た目で見えるようになる。日薬が専用サイトのページを準備中である。28日の事業開始予定日の10時に公開を予定している。

記者：50モデルというと網羅性は低いと思うが、それで進めるということか。

長津常務理事：どうしたら安全に希望者に販売できるかというデータをしっかり取得するための調査研究であり、研究体制である。簡単に増やせるという建付けではない。

記者:145 薬局は調剤実績がある薬局を中心に選定していると思うが、どの程度のデータ(実数)が得られるかの見込みは出されるか。

長津常務理事:見込みは出せない。地域差や国民がどの程度この事業について知ることになるかにもよるため、読み切れない。一例でも多く実績がほしいとは考えている。

記者:145 薬局は会員薬局か。

長津常務理事:本会会員である。

記者:この事業への思い入れ、不安などはいかがか。期間が短いこともあり、国民にどれほどの薬剤師の対応力を示せるかという点が心配されるがいかがか。

長津常務理事:期間は確かに短い、厚労省が本事業の予算を令和6年度まで要求していることは承知しているため、今回、本会が受託した事業の研究計画上、研究期間は6年度末までできるように計画している。今年度の事業としては1月末までの結果をもって報告する。

記者:参加する薬局との話も進んでいると思うが、意気込みはいかがか。

長津常務理事:各薬局には相応の覚悟を持って手を挙げていただいたと思っている。

記者:厚労省からプレスリリースは出されるか。

長津常務理事:厚労省がプレスリリースを出すかどうかも含めて調整中である。

記者:担当副会長として田尻先生の意気込みはいかがか。

田尻副会長:薬剤師が手順等を遵守して適切に販売できるかということの検証が、本事業として重要な部分である。購入希望者が安全に服用できるよう、また薬剤師への信用を失墜しないためにも、失敗は許されない。慎重に取り組む所存である。

〈重点支援地方交付金〉

記者:前回の3月の交付金と同じものか。

安部副会長:3月の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の追加分として、11月2日に閣議決定されたものである。国の推奨メニューとして、低所得世帯の支援枠のほか、国が推奨する事業としての医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等への支援枠がある。都道府県薬剤師会には薬局の窮状を資料に基づいて説明するなど、都道府県の担当部局と連携し、引き続き薬局への支援が実現するよう働きかけていただきたい。

〈長期収載品の患者自己負担〉

記者:社会保障審議会・医療保険部会で議論が行われている、長期収載品と後発医薬品の差額分に患者負担を導入する案について、国の方針であるイノベーションとも関連するが見解はいかがか。

山本会長:今後議論が進んでいくと思うので、あくまで一般論として申し上げる。イノベーションの評価は必要。薬価財源から持ってくるべきなのかという点には異論もあると思う。イノベーションの推進は国の方針であり、すべて、薬を削ってイノベーションに回すという話ではないと理解しているし、もしそうであれば何となく違和感を禁じ得ない。現在示されている長期収載品に関する患者負担が、仮に実行された場合、現場への影響は想像以上に大

きく、薬局窓口での薬剤師やスタッフの負担が増大する。その点に配慮した方法を検討いただきたい。

次回の定例記者会見は、令和5年12月1日（金）16：00～を予定。